

## 岐阜県災害派遣福祉チーム設置運営事務取扱要領

この要領は、岐阜県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）の具体的な運用に関する事項のほか、必要な事項を定める。

### 1 派遣要請

要綱第5に規定する派遣要請は、緊急の場合は電話等でも可とする。なお、後日、書面を提出すること。

### 2 待機

要綱第8の1で定める協力団体への岐阜DWATの待機要請は、原則として電子メール、電話等で行うものとする。要綱第8の2で定める待機の解除も同様とする。

なお、協力団体は、電子メールにより派遣待機の要請を受けた場合は、派遣待機の要請を確認したことを電子メールにより県に返信する。

### 3 傷害保険及び費用負担

① 要綱第11の1で定める岐阜DWATの構成員を対象とする傷害保険の保険期間は、原則として毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時までとする。

② 県は、知事の派遣要請に基づかない岐阜DWATの派遣に要する費用を負担しない。

③ 県は、知事の要請による場合であっても、派遣待機に要する費用を負担しない。

### 附 則

この要領は、平成27年3月19日から施行する。

この要領は、平成29年3月30日から施行する。

この要領は、令和3年8月13日から施行する。